

協議項目 23 「各種事務事業の取扱いに関すること」のうち、教育部会の所管する事務事業について

協議項目 23 「各種事務事業の取扱いに関すること」のうち、教育部会の所管する事務事業について、次のとおり定める。

平成 15 年 7 月 10 日提出

前橋広域市町村合併協議会
会長 萩原 弥惣治

1 学校教育関係の取扱い

- (1) 学校給食の取扱いについては、当分の間、現行のままとする。
ただし、給食費については、合併時まで統一するものとし、大胡町及び宮城村の公立幼稚園の給食については、給食設備が整いしだい前橋市の制度により実施するものとする。
- (2) 幼稚園の補助制度及び公立幼稚園の入園料・保育料の取扱いについては、前橋市の制度に統一するものとする。
ただし、入園料・保育料及び私立幼稚園運営費補助制度については、段階的に調整するものとする。
- (3) 育英事業の取扱いについては、前橋市の制度を適用するものとする。

2 社会教育関係の取扱い

- (1) 各種スポーツ教室の取扱いについては、前橋市の制度に統一するものとする。
ただし、大胡町、宮城村及び粕川村で独自に実施している教室等については、地域の実情、実績等を考慮し調整するものとする。
- (2) 公民館事業の取扱いについては、前橋市の制度に統一するものとする。
ただし、大胡町、宮城村及び粕川村で独自に実施している事業等については、地域の実情、実績等を考慮し調整するものとする。
- (3) 青少年海外派遣事業については、これまでの実績等を踏まえ、当分の間、現在の制度を継続し、その後、新たな制度により実施するものとする。
- (4) 図書館の取扱いについては、前橋市の制度に統一するものとする。

1 学校教育関係

(1) 学校給食

前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
調理方式 共同調理場方式 調理場 5 場	調理方式 自校方式 小学校 3 中学校 1	調理方式 共同調理場方式 調理場 1 場	調理方式 共同調理場方式 調理場 1 場
実施状況 小学校 中学校 幼稚園 養護学校	実施状況 小学校 中学校 幼稚園未実施	実施状況 小学校 中学校 幼稚園未実施	実施状況 小学校 中学校
給食費(円/年) 小学生 41,800 教職員41,800 中学生 52,800 教職員52,800 幼稚園児 39,600 教職員39,600 調理場職員 41,800 年11回徴収(夏休み除く)	給食費(円/年) 小学生 43,200 教職員43,200 中学生 52,800 教職員52,800 幼稚園児 教職員 小学校調理場職員 43,200 中学校調理場職員 52,800 年12回徴収	給食費(円/年) 小学生 48,000 教職員48,000 中学生 57,600 教職員57,600 幼稚園児 教職員 調理場職員 57,600 年12回徴収	給食費(円/年) 小学生 50,400 教職員50,400 中学生(1・2年)60,000 教職員57,500 中学生(3年) 57,500 幼稚園児 教職員 調理場職員 50,400 年12回徴収

議案第 28 号参考資料

(2) 幼稚園
就園奨励費補助金等

前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
<p>幼稚園就園奨励費補助金 〔公立幼稚園〕 対象者 生活保護世帯及び市町村民税 非課税又は均等割のみ世帯 補助額（年額） 1人のみ 20,000円 2人目 37,000円 3人目以降 53,000円 2人目以降は同時就園が対象</p>	<p>対象者 生活保護世帯及び市町村民税 非課税又は均等割のみ世帯 補助額（年額） 20,000円</p>	<p>制度なし</p>	<p>公立幼稚園なし</p>
<p>〔私立幼稚園〕 対象：満3歳児～5歳児 （年額） 生活保護・非課税世帯 1人のみ 2人目 3人目 137,700円 180,000円 222,000円 均等割のみ世帯 104,900円 157,000円 209,000円 所得割 8,800円以下 80,400円 141,000円 200,000円 所得割 102,100円以下 56,500円 124,000円 190,000円 2人目以降は同時就園が対象</p>	<p>制度なし</p>	<p>制度なし</p>	<p>対象：3歳児～5歳児 （年額） 非課税世帯 20,000円 均等割のみ世帯 20,000円 所得割 5,000円以下 10,000円 所得割 10,000円以下 5,000円</p>
<p>幼稚園就園援助費補助金(私立幼稚園のみ) 対象：満3歳児～5歳児 （年額） 所得割 147,100円以下 15,000円 30,000円 45,000円 2人目以降は同時就園が対象</p>	<p>制度なし</p>	<p>制度なし</p>	<p>制度なし</p>
<p>第3子以降保育料軽減補助金 1 同一世帯で第3子以降の園児が対象 2 同一世帯で3人以上の子を扶養していること 3 市町村民税の申告がなされていること 4 平成9年4月2日以降に生まれた第3子以降の園児 が対象（満3歳児、3歳児、4歳児、5歳児） 補助額（私立）180,000円（国公立）70,800円 就園奨励・援助費補助金と合わせて限度額とする</p>	<p>制度なし</p>	<p>制度なし</p>	<p>制度なし</p>

議案第 28 号参考資料

私立幼稚園運営費補助制度			
前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
私立幼稚園運営費補助 施設割 310,000円 園児割 3,000円 教員割 102,500円 障害児割 120,000円	制度なし	制度なし	私立幼稚園運営費補助 施設割 1,000,000円 園児割 10,000円 教員割 100,000円 障害児割 -
私立幼稚園施設整備費補助 対象：200万円以上の施設整備工事 補助：1/3以内 （限度額250万円）	制度なし	制度なし	私立幼稚園施設整備費補助 私立幼稚園園舎改築借入金利子補給 年度返済額の30%
公立幼稚園入園料・保育料			
前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
入園料 11,000円 保育料 5,900円	入園手数料 2,000円 保育料（3歳児）7,000円 （4歳児）6,000円 （5歳児）5,000円	入園料 なし 保育料 4,500円	公立幼稚園なし

議案第 28 号参考資料

(3) 育英事業			
前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
<p>奨学資金貸付金 ア貸与条件 (1) 品行方正、身体健全、学業優秀であって志操堅固である者 (2) 市内に居住する者 (3) 高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に在学中の者 (4) 資力がなくて修学困難である者 (5) 他の制度による育英又は奨学等の資金の給与又は貸与を受けていない者 イ貸与月額 (1) 国公立 12,000円 (2) 私立 18,000円 ウ利子 なし エ対象人数(平成15年度) 42人(国公立30人、私立12人として予算計上) オ選考方法 人物、健康、学力、家計の基準により、適格者を選定する。選定にあたって、前橋市奨学資金貸与審査委員会に諮問し、その答申に基づき貸与者を決定する。 カ返還について 貸与が完了又は廃止された翌月から6か月を経過した後、10年以内で返還する。</p>	<p>制度なし</p>	<p>制度なし</p>	<p>制度なし</p>

議案第 28 号参考資料

2 社会教育関係

(1) 各種スポーツ教室

前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
<p>教育委員会主催教室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソフトテニス教室 ・サッカー教室 ・陸上教室 ・相撲教室 ・ボウリング教室 <p>・スキー教室</p> <p>・テニス教室</p> <p>・スケート教室</p> <p>・ゴルフ教室</p> <p>前橋市施設管理公社委託教室</p> <p>市民体育館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バドミントン教室 ・ストレッチ軽スポーツ教室 ・高齢者軽スポーツ教室 ・エアロビクス教室 ・キッドビクス教室 ・小学生体育教室 ・太極拳教室 ・気功教室 ・逆上がり教室 ・フォークダンス教室 ・中学生柔道教室 ・卓球・新卓球教室 ・親子体操教室 ・室内サッカー教室 ・空手道教室 <p>弓道教室</p> <p>小中学生フェンシング教室</p> <p>ジャズダンス教室</p> <p>バレーボール教室</p> <p>フラダンス教室</p> <p>中学生剣道教室</p> <p>アーチェリー教室</p> <p>アロマフィットネスヨガ教室</p> <p>ヨガ教室</p> <p>ジャザサイズ教室</p> <p>バスケットボール教室</p> <p>小中学生体操教室</p> <p>王山運動場・市テニスコート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親子サッカー教室 ・小学生サッカー教室 ・小学生陸上教室 ・テニス教室 <p>大渡温水プール・トレーニングセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水泳教室 ・健康温水プール浴教室 ・アクアビクス教室 ・エアロビクス教室 ・ヨガ教室 ・太極拳教室 ・フラダンス教室 <p>六供温水プール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康温水プール浴教室 	<p>体育協会主催教室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民ゴルフ教室 <p>体協専門部主催教室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種スポーツ教室 <p>体育指導員主催教室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康ストレッチ教室 ・軽スポーツ教室 ・巡回軽スポーツ教室 ・町民ハイキング ・町民スケート教室 ・軽スポーツリハビリ教室 	<p>教育委員会主催教室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マレットゴルフ教室 ・軽スポーツ教室 ・ストレッチ体操教室 ・水泳教室 <p>体育協会主催教室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少年野球教室 ・テニス(硬式)教室 ・バドミントン教室 ・ゴルフ教室 	<p>教育委員会主催教室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親子体操教室 ・ジュニアスキー教室 ・ヘルスアップ教室 ・3B体操教室 ・ボウリング教室 ・テーピング教室 ・障害者軽スポーツ教室 ・初心者エアロビクス教室 ・中高年初心者登山教室 ・卓球教室 ・社交ダンス教室 ・軽スポーツ教室 ・グランドゴルフ教室 ・テニス教室 ・家庭婦人バレーボール教室 ・一般バレーボール教室 ・子供ミニサッカー教室 ・陸上教室 ・ゲートボール教室

議案第 28 号参考資料

(2) 公民館事業			
前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
<p>主な地区公民館事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育学級 ・女性学級 ・高齢者教室 ・成人学校 ・公民館講座 ・地域づくり事業 ・世代間交流事業 ・少年教室 ・国際理解事業 ・環境保護実践講座 ・情報提供、相談事業 ・読書普及事業 ・文化祭 ・地域活動事業 <p>など</p>	<p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育学級 ・女性学級 ・高齢者学級 ・公民館講座 ・町民教養講座 ・国際理解講座 ・情報提供、相談事業 ・視聴覚ライブラリーの貸出 <p>など</p>	<p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育学級 ・婦人学級 ・高齢者教室 ・公民館講座 ・村民教養講座 ・世代間交流事業 ・少年体験教室 <p>など</p>	<p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育学級 ・村民カレッジ <p>など (村教委が実施)</p>
(3) 青少年海外派遣事業			
前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
<p>派遣先：オーストラリア シドニー</p> <p>派遣者：中学生・高校生 勤労青年 (50名)</p> <p>日数：15日間</p> <p>研修内容：全日ホームステイ 英語研修(6回) 交流学習(5回) 市内見学(4回)</p> <p>個人負担金：12万円</p>	<p>派遣先：台湾 台北 アメリカ メナーシャ</p> <p>派遣者：中学生(各12名)</p> <p>日数：4日(台湾) 7日(アメリカ)</p> <p>研修内容：台湾(ホームステイ1 日・交流学習) アメリカ(全日ホーム ステイ・交流学習)</p> <p>個人負担金：台湾 5万円 アメリカ 14万円</p>	<p>派遣先：カナダ ビクトリア</p> <p>派遣者：中学生(16名)</p> <p>日数：10日</p> <p>研修内容：ホームステイ(6日) 体験学習(キャンプ、 スケート、乗馬等) (3回) 市内見学(3回)</p> <p>個人負担金：12万円</p>	<p>派遣先：オーストラリア ブリスベン</p> <p>派遣者：中学生(12名)</p> <p>日数：11日</p> <p>研修内容：全日ホームステイ 英語研修(4回) 交流学習(4回)</p> <p>個人負担金：19万円</p>

議案第 28 号参考資料

(4) 図書館
 図書資料収蔵能力(蔵書冊数)

前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
・ 図書館 300,000冊(336,088冊) ・ 公民館等図書室(8室平均) 32,125冊(38,300冊) 移動図書館車等除く	・ 大胡町立図書館(シャンテ内) 46,000冊(45,759冊)	・ 宮城村学習館 9,630冊(10,312冊)	・ 粕川村文化センター内図書館 10,000冊(10,883冊)

図書館オンラインネットワーク

前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
図書館オンラインネットワーク 図書館と公民館図書室を結ぶオンラインネットワークを導入	図書館オンラインネットワーク 未導入	図書館オンラインネットワーク 未導入	図書館オンラインネットワーク 未導入

図書館(室)相互をオンラインネットワークで結んで、資料データ、利用者管理データ等を共有し、利用者登録、貸出、返却、資料検索、予約業務等を一元処理することにより、「いつでも、どこからでも借りられ、どこへでも返せる」図書館(室)利用が可能となる。

3 先進地事例			
新発田市	福山市	呉市	つくば市
<p>各種事務事業の取扱い 教育関係</p> <p>学校教育 ア 通学区域については、平成15年度は現行どおりとし、合併後、新たに通学区域審議会を設置し、新市の通学区域の見直しを行う。 イ 小・中学校の給食及び給食原材料保存用食品代補助については、平成15年度は現行どおりとし、平成16年度以降については、合併後、新市で調整する。 ウ 豊浦町の中学校自転車通学ヘルメット購入費補助事業については、平成15年度は現行どおりとし、平成16年度から新発田市の制度を適用する。 エ 小・中学校クラブ活動補助金については、平成15年度は、現行どおりとし、平成16年度以降については、合併後、新市で調整する。 オ 適応指導教室については、平成15年度は、現行どおりとし、平成16年度から新発田市の制度を適用する。 社会教育 ア 豊浦町公民館は、職員を配置した地域公民館とする。また、豊浦町公民館内の図書室は、市立図書館分館とする。</p>	<p>各種事務事業の取扱い 給食事業</p> <p>福山市の制度に統一するものとする。 ただし、内海町の小学校給食事業については、当分の間現行のとおりとする。</p> <p>イ 豊浦町の地域公民館活動助成事業及び、地域子ども会交流大会については、当分の間、現行どおりとする。ただし、内容については、合併後、新市で調整する。 ウ 豊浦町指定の文化財は、合併後、新市の文化財として引き継ぎ指定を受けるよう調整する。また、豊浦町のミズバショウ・オニバス管理委託事業については、現行どおり新市へ引継ぎ、合併後、新市で調整する。 エ 新発田市の学校緊急援助資金貸付事業及び、豊浦町の奨学金貸付制度は、平成15年度は現行どおりとし、平成16年度以降については、合併後、新市で調整する。 ただし、両市町の現行制度の適用を受けているものについては、継続して貸付を行う。</p>	<p>各種事務事業の取扱い 教育・文化・スポーツの振興</p> <p>(1)原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、下蒲刈町地域の学校教育、社会教育、文化・スポーツ振興事業の推進が図れるよう、協議・調整を行うものとする。 (2)下蒲刈町のまちづくり方針である「文化と歴史の掘り起こし」と「ガーデンアイランド構想」に基づき整備され三之瀬地区の歴史文化施設群については、呉市が引き継ぎ、適切な管理運営に努めるものとする。 (3)学校教育施設、文化・スポーツ施設等は、現行のとおり呉市が引き継ぎ、維持管理・整備に努める。</p>	<p>各種事務事業の取扱い 教育制度</p> <p>原則としてつくば市の制度を適用するものとする。 ただし、公立幼稚園の入園料・授業料、学校給食費、各公民館で実施されている講座等については、合併後速やかに調整する。</p>